

NEWS LETTER

2011年1月号 (No.150)

東京都世田谷区用賀2-14-11-4F

落合会計事務所

TEL(03)5716-6528 FAX(03)5716-6529

http://www.ochiaikaikai.com/


2011年度税制改正大綱のあらまし

あけましておめでとうございます！

2011年度税制改正のあらましをご案内します。民主党に政権交代して2年目の

税制改正大綱※です。※大綱とは案のこと

3月中に国会の審議を経て、正式に法律になる予定です。○・減税 ×・増税

区分	項目	時期	内容
法人税 	法人税率の引き下げ ○	11年4月1日に開始する期～	法人税率30% → 25.5%へ引下げ、実効税率は41% → 36%へ5%の引下げ。さらに中小企業は800万円以下の法人税率18% → 15%へ。
	雇用促進税制の創設 ○	11年4月1日～14年3月31日に開始する期	公共職業安定所に雇用促進計画の届出をおこなった青色申告の会社が、従業員を10%以上かつ5人（中小企業は2人）以上増加した場合、増加1人当たり20万円の税額控除が可能に。
	欠損金の繰越控除期間の延長 ○	08年4月期の欠損金～	08年4月1日に終了する期以後に発生した欠損金から、繰越期間を7年 → 9年に延長。大企業（資本金1億円超）は、欠損金の80%のみが繰越しに制限。
所得税・住民税	給与所得控除の上限設定 ×	12年～(所) 13年～(住)	社員は、年収1500万円超は一律245万円に縮小。さらに役員は、年収2000万円超で245万円から逡減し、4000万円超で一律125万円に縮小。
	退職金の1/2課税の縮小 ×	12年～	勤続5年以下の役員については、退職所得控除額を差し引いた残額の2分の1とする措置を廃止。
	株式の軽減税率の延長 ○	12年～13年	上場株式の配当、譲渡所得の10%軽減税率（所得税7%、住民税3%）の適用を2年間延長。
	成年扶養控除の見直し ○	12年～(所) 13年～(住)	合計所得400万円超の人は、23歳以上65歳未満の扶養親族については、所得控除（所得税38万円、住民税33万円）を廃止。
相続税・贈与税	相続税の基礎控除の縮小 ×	11年4月1日の相続～	5000万円+(1000万円×相続人の数)を、3000万円+(600万円×相続人の数)へ縮小。
	最高税率の引上げ ×		最高税率を50% → 55%へ引き上げ。
	生命保険金の非課税枠の縮小 ×	11年1月1日の贈与～	500万円×「相続人の数」 → 500万円×「未成年者、障害者、亡くなった人と生計を一にしていた者」に限定。
	相続時精算課税の拡大 ○		贈与を受ける者を、子のみから孫へも拡大。贈与をする者を、年齢65歳以上 → 60歳以上に引下げ
	子、孫への贈与税の緩和 ○		20歳以上の子、孫への贈与は、410万円を超える贈与の税率構造を緩和。たとえば、500万円の贈与なら、53万円 → 48万5千円に減税。

(その他) ①更正の請求(税金の取り戻し)の期間を1年→5年へ延長(11年4月1日～) ○

②税務調査は事前通知が原則に(12年1月1日～) 増減税なし

(落合 孝裕)